

— 財産評価 —

相続税を把握することで、対策の検討や
実行をより正確に行うことができます

Q

評価しておいた方が良い場合を教えてください

相続税がどの程度掛かるか心配されている方

実際に相続が発生したと仮定して相続税の試算を致します

遺言書の作成をしたい方

遺留分を侵害しない遺言書作成のサポートを致します

相続対策をしていきたい方

効果がある相続対策の提案が可能になります



Q

評価を依頼したい場合は
どうすれば良いでしょうか

担当者にお申し出下さい

↓
専門の担当者のご要望を
お伺いさせていただきます

↓
必要資料のご案内

↓
財産評価

↓
相続税試算結果の
ご報告及び各種対策のご案内

Q

依頼した場合どの程度
費用がかかりますか

財産評価

価格表

10万円～



※ 不動産の所有数や非上場株式の
財産構成等により価格が変動します。
資料をお預かりのうえ、
見積書を提示させていただきます。
まずは担当者にご相談下さい。

株式評価

上場している会社の株式は客観的な株価がありますが、
中小企業のような上場していない会社は客観的な株価がありません

Q どのような時に株価が必要になりますか？

株主に相続が発生した場合

株価×株数が財産として相続税の課税対象となります

株式を贈与や譲渡する場合

株価×株数が財産として課税の対象となります

相続対策をしていきたい方

株価×株数が財産となり、各種対策の目安になります



Q 評価を依頼したい場合は
どうすれば良いでしょうか

担当者にお申し出下さい

↓
専門の担当者のご要望を
お伺いさせていただきます

↓
必要資料のご案内

↓
株式評価

↓
株価ご報告各種対策のご提案

Q 依頼した場合どの程度
費用がかかりますか

株式評価

価格表

10万円～



※ 会社の規模や不動産の保有等によって価格は変動します。
資料をお預かりのうえ、見積書を提示させていただきます。
まずはご相談下さい。

遺言書作成

遺言書を作成しておくことで、相続手続きを
スムーズに行うことができます

Q 評価しておいた方が良い場合を教えてください

生前のうちに遺産の分け方を決めておきたい方

遺産の分け方に意向がある場合、確実に分けることができます

相続人が財産の分割で悩むことを防ぎたい方

遺言書を作成することで、相続人間での分割協議が不要になります

法定相続人以外の方にも財産を残したい方

孫や法定相続人以外の方に財産を残すことができます



Q 評価を依頼したい場合は
どうすれば良いでしょうか

担当者にお申し出下さい

↓
専門の担当者のご要望を
お伺いさせていただきます

↓
必要資料のご案内

↓
遺言書内容の打ち合せ

↓
公証役場でお手続き

Q 依頼した場合どの程度
費用がかかりますか

遺言書作成

価格表

15万円～



※ 財産構成等により価格が変動します。
資料をお預かりのうえ、見積書を
提示させていただきます。
まずは担当者にご相談下さい。

— 配偶者贈与 —

婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用の不動産を贈与したとき
最大で2,110万円まで贈与税が掛かりません

Q 贈与しておいた方が良い場合を教えてください

相続税を減らすことができる場合

贈与することで贈与者の相続財産が減少、
その結果として贈与者の相続税を減らすことができます

※ どの程度の節税になるか検証する為にも、まずは財産評価をおすすめします。



Q 評価を依頼したい場合は
どうすれば良いでしょうか

担当者にお申し出下さい

↓
専門の担当者のご要望を
お伺いさせていただきます

↓
必要資料のご案内

↓
不動産評価及び名義変更の
サポート及び贈与税申告

↓
各種書類の納品

Q 依頼した場合どの程度
費用がかかりますか

配偶者贈与

価格表

20万円～



※ 不動産の評価及び
贈与税申告報酬を含んだ価格です。
まずは担当者にご相談下さい。